

2025. **9** 月号 第471号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町19番1号

ステーションヒル枚方6階

TEL 072・844・2433 FAX 072・843・5501

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル：072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を！

枚方市立消費生活センターへのご相談については、まずは電話でご相談ください。

給湯器の無料点検にご注意ください！

ガス給湯器の無料点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口が多発しています。

事例



数日前、「**ガス給湯器の無料点検に行く**」と電話があった。大手ガス会社の法定点検かと思い、訪問を承諾してしまった。当日は、大手ガス会社からの訪問ではなく、別の事業者だった。

作業終了後、「**すぐに交換しなければ危ない**」と給湯器の交換を勧められた。高額だし不審なので契約をやめたい。



アドバイス

(1)突然の電話や訪問で**無料点検を持ちかける業者には、安易に点検させないように**してください！ガス設備の法定点検は、契約しているガス会社が法令に基づき4年に1回以上(ガス会社により異なります)、敷地内のガス漏れ検査と給排気設備の調査を行います。給湯器等の点検を依頼したい場合には、契約先のガス・電力会社や給湯器メーカー、販売会社で確認してください。

(2)点検を断れず、訪問されてしまった場合には、

ドアを開けずにインターホン越しにきっぱりと点検を断ってください！

(3)その場ではすぐに契約してはいけません。不安に思ったり、トラブルになった場合には、**まずは電話で消費生活センターにご相談**ください。



参考資料：国民生活センター

*「くらしの赤信号」は、地域啓発リーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました！

— 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等 —

被害防止のための対策強化は、次の4項目となります。

(1) 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります。高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを操作してはいけません。【令和7年8月1日施行】

(2) 金融機関による通報等

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察への通報等の義務があります。【令和7年8月1日施行】

(3) ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが1日あたり10万円以下に制限されます。

〈対象口座(いずれにも該当): ①70歳以上 ②3年間ATM振込なし ③大阪府内に居住〉

【令和7年10月1日施行※半年間の経過措置あり】

(4) プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります。購入者は、確認に応じる義務があります。【令和7年8月1日施行】

※条例改正の詳細は「大阪府・大阪府警察各ウェブサイト」へ



■消費生活セミナー

「食品ロスを削減して

豊かで環境に優しい食生活を」

日 時: 令和7年 9月26日(金)

午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

場 所: 総合文化芸術センター別館 4F 第5会議室

講 師: (株)大阪ガスクッキングスクール

対 象: 市内在住・在職・在学の人(おおむね18歳以上)

参加費: 無料

定 員: 30 人(事前申し込み制、先着順)

手 話/保育(1歳以上の未就学児、先着 5 人):

いずれも、9月8日(月)までに要予約

申 込: 9月1日(月)午前 10 時から

電話 072・844・2433 FAX 072・843・5501

メール受付 shouhi-cen@city.hirakata.osaka.jp

■石けんキャンペーン

& 廃油回収(食用)予定

日時: 令和7年 9月16日(火)

午前10時00分～11時30分

場所: サプリ村野

日時: 令和7年 10月21日(火)

午前10時00分～11時30分

場所: 牧野生涯学習市民センター

※家庭用食用油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。

※前年度から時間変更。



『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。